

「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討事項に対する意見（概要）

令和2年11月16日

日本私立大学協会

■私立大学における入学者選抜の基本的考え方

- 私立大学は我が国の大学の77.4%を占め、学部学生数についても78.1%を担っている。私立大学の振興を大学政策の中心に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の実現が求められること。

国立大学と私立大学の間で、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13倍にも及んでいる不合理の早期是正は、入学者選抜を含む公正な大学間の競争を促す上で極めて重要であること。

- 私立大学における大学入学者選抜は、多様で特色ある教育実践の第一歩に位置付けられることから、第一義的には各私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきであること。

Q1 「英語4技能評価のあり方」について

- 私立大学の個別入試においては、「英語4技能評価」が一律に課せられるべきではなく、その採否や方法については、私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきである。
- 大学入試センターや英検など公益法人を中心とした英語4技能の試験体制を共通テストとは別に整備し、第三者機関による定期的なチェックや利益相反に関するマネジメントを行うことも検討されたい。

Q2 「記述式出題のあり方」について

- 記述式出題については、共通テストで一律に「記述式試験」を行う必要はなく、私立大学の個別試験においても、一律での導入を避け、その採否も含めて私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきである。

Q3 「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮」について

- 共通テストでCBTやオンライン受験が可能となった場合には、その受験環境を私立大学も利活用できるように開放していただきたい。

Q4 「その他大学入試の望ましいあり方」について**① ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入試のあり方**

- オンライン化により共通テストの結果を合格判定に利用できる事はリスク回避の意味を持つ。
- 感染症対策にかかる費用面の負担も小さくなく、国による支援をお願いしたい。

② 大学入学共通テストのあり方

- 成績提供時期がおくれると、利用できる機会が少なくなる。
- 共通テストの利用は各大学の裁量に委ねるアラカルト方式とされており、その結果をもって大学教育を受けるために必要な能力を判定する事に問題はないと考える。
- 共通テストを一次試験として一律に課すべきではなく、その採否も含めて私立大学の選択に委ねられるべきである。

「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討事項に対する意見

令和2年11月16日

日本私立大学協会

■はじめに

「教育は国家百年の大計」という。教育政策は眼前の課題解決のみに捉われることなく、長期的かつ俯瞰的な視点から慎重に検討されなければならない。高等教育政策については、私立大学が我が国の大学の77.4%^{*1}を占め、学部学生数についても78.1%^{*}を担い、その多様な教育により我が国の社会を厚く支えている現実を直視すれば、私立大学の振興を大学政策の中心に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の実現が求められる。

特に、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13倍にも及ぶ不合理の早期是正は、入学者選抜を含む公正な大学間の競争を促す上で極めて重要であることを意見の端緒として申し述べたい。

さて、私立大学における大学入学者選抜は、建学の精神を源泉とする多様で特色ある教育実践の第一歩に位置付けられるものである。その重みに鑑みれば、私立大学における大学入学者選抜は、第一義的には各私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきであり、政府等による規制や制約は、試験科目や出題内容ではなく、我が国の入学者選抜制度の公正性や受験生の公平性を確保する上で必要な場合に限る等、極力抑制的に考えられなければならない。

また、少子化時代を迎えた大学の入学者選抜は、これまでの「選抜」の視点から「マッチング」の視点への転換がより重要となっている点にも留意が必要となっている。

こうした私立大学の現状、特に国公立大との財政的格差の中で、各私立大学は力の限り人材育成が行っていることをご理解いただいた上で、以下に若干の意見を申し述べたい。

なお、意見具申にあたっての前提として、本検討会議は文部科学大臣から示された検討事項に答えるための会議であり、検討事項を逸脱した課題（定員管理、大学入試センターの経営問題など）は列挙するに留めるべきと考える。特に検討事項の（1）英語4技能評価のあり方、（2）記述式出題のあり方、（3）安心して試験を受けられる配慮への回答を優先してまとめる方向に専念すべきで、（4）その他大学入試の望ましいあり方については議論を絞り込むべきである。その際、中教審や高大接続システム改革会議などで時間をかけて議論されてきた内容は繰り返すべきではない。

Q1 「英語4技能評価のあり方」について

- グローバル化が急速に進展するなか、英語4技能の重要性は高まっており、高校との教育接続の視点からも入学者選抜試験において、これまでのリーディング、リスニングに加えてライティング、スピーキングの能力を評価するのは大切な事と理解している。本協会

の調査^{※2}に寄れば、既に加盟大学の 50.7%が令和 3 年度の一般入試において英語 4 技能評価を実施または検討中と回答し、実施すると回答した大学の 77.4%が民間の資格・検定試験を活用する状況にある。

- しかし、私立大学は多様であり、入試において英語 4 技能評価を重視する大学がある一方で、大学・学部によっては 4 技能を均等に必要とせず、アドミッションポリシーに入れていない場合も少なくない。例えば、医学部・歯学部・看護学部・薬学部・福祉学部など国家試験合格を目標としている大学、スポーツ関係・芸術関係・国文学関係などの大学では、AP, CP, DP を通じて英語 4 技能が最優先課題ではない。また、一般選抜では実施されないものの総合型選抜で先進的な 4 技能評価を実践しているケースもある。

- よって、**私立大学の個別入試においては、「英語 4 技能評価」が一律に課せられるべきではなく、その採否や方法については、学部等の特性への考慮も含めて、私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきである。**

- なお、英語の民間資格試験を用いた英語 4 技能評価には、この検討会議において複数の問題点が指摘されている。

① 異なった民間資格試験を評価するために CEFR の換算表を用いる事が多いが、CEFR の信頼性は確かではなく境界も安定していないという意見もある。CEFR はもともとイギリス系の資格試験の評価に使われ、そのマニュアルが整備され、さらに第三者機関に定期的な査察を受けて、その信頼性を担保している。一方、イギリス系以外の資格試験では、イギリスのマニュアルを基にそれぞれが自己評価し、換算表を作成していることに加え、査察制度もなく、信頼性に乏しい。もともと IELTS はイギリス留学を念頭に、イギリスの文化や歴史を理解しておく必要があるのに対し、TOEFLiBT は米国留学を念頭に、学術的な話や大学での講義・会話に関する事を理解しておく必要があり、相互に比較する事は困難であると考え。

また、この度の大学入学共通テスト(以下、共通テスト)への民間資格試験の導入は、入試が「選抜」から「マッチング」の段階へと移行するなかで、1 点刻みの評価から、段階別の評価への移行を指向した側面もあったと理解するが、この点も含め、文科省は CEFR を換算評価に適用する際の問題点や正しい使用方法を周知することが肝要である。

② 文部科学省が広く国民から意見を聴取した「Web 意見募集」の際に、多くの国民は共通テストにおいて特定の受験産業の業者が民間資格試験を行う事に利益相反の危惧を表明した。また、高校の教員へのヒアリングでは英語資格試験の対策講義を保護者が期待したり、教材を民間資格試験を行っている業者から購入したりすることへの道義的問題が指摘されている。イギリスでは第三者機関である Ofqual (Office of Qualifications and Examinations Regulation; 資格・試験監査機関) が利益相反事項もチェックしており、例えば、過去問解説集の出版なども規制している。入試の公正性を図る上では、作問部署と試験対策部署との間の人事交流や情報共有も一切避けるべ

きであり、そのような利益相反を起こさないようにしなければ、民間資格試験とその対策講座とによって教育がゆがめられかねない。また、そのような試験対策機会に恵まれた高校生が有利となり、地域格差や経済格差を助長することが危惧される。

- ③ 民間資格試験は、受験機会に恵まれる地域が有利であるほか、対策講座や高額な検定料、受験のための交通費・宿泊費を支払える高所得層の家庭の受験生に有利になりかねない。民間資格試験を入学者選抜に利用する場合には、受験生の公正な競争が担保されるような環境整備を国には期待される。

- 一方、本協会の調査^{※2}に寄れば、共通テストにおける民間資格・検定試験の導入については、不要と考える加盟大学が77.3%を占めていたが、私立大学の規模によっては、作問や採点をする教員数に限りがあり、大学入試センターによる作問を期待する私立大学もあることが考えられる。解決策の一つとして、**大学入試センターや英検など公益法人を中心とした英語4技能の試験体制を共通テストとは別に整備し、第三者機関による定期的なチェックや利益相反に関するマネジメントを行うことも検討されたい。**

Q2 「記述式出題のあり方」について

- 平成18年の教育基本法等の改定により、学力の三要素として、思考力・判断力・表現力が上げられ、その評価方法の一つとして記述式出題が提案されたが、この事も大切なことと認識している。

しかし、記述式による思考力・判断力・表現力の評価は、多くの私立大学で総合型選抜や一般入試ですすでに取り入れており、一律に大学入学共通テストで試験を行う必然性を感じ得ない。個別入試における記述式出題も、各大学のアドミッションポリシーで必要とされる能力が異なり、例えば、1) データを読み取り表現する能力、2) 長文の中の意見と事実を峻別して読み取る能力、3) 事実に基づいた自分の意見と仮説に基づいた推測を分けて明確に表現できる能力、4) 隠喩、暗喩などを読み取れる文学的能力、など多様な形で実施されている。

- こうした現状に鑑みれば、**記述式出題については、共通テストで一律に「記述式試験」を行う必要はなく、私立大学の個別試験においても、一律での導入を避け、その採否も含めて私立大学の自主性・自律性に委ねられるべきである。**

- なお、検討部会では民間業者に委託した記述式問題の採点にも、複数の問題点が指摘されている。
 - ① 採点にかけられる時間の制約や採点のばらつきを減らすためにも条件付き短答形式の記述となり、それでも採点に時間を要するばかりか、採点結果と自己採点結果の不一致問題が解消できずに見送りとなった。
 - ② 採点のばらつきを少なくするためには画一的な回答を求める設問にならざるを得ず、

個性的で多様な表現力を評価できなくなる。大規模試験に記述式はなじまない。

- ③ 一方、私立大学の規模によっては、作問や採点をする教員数に限りがあり、共通テストの枠組みを期待する私立大学もある。
- ④ その場合でも民間業者に採点を委託する場合には、その業者および関連部署との利益相反マネジメントの観点から、独立した検証・査察機関が必要と考える。
- ⑤ 大学入試センターやいくつかの大学が集まり手分けして記述式の作問を行い、希望する大学に供与して、それぞれの大学で採点するという案もあげられていたが、入試時期が同日同時刻でない限り難しいのではないかと考える。
- ⑥ 共通テストで記述式出題を課し、採点を志望校に任せるという案も仄聞するが、複数の志望校への受験が通例であり、それぞれの志望校毎に採点するのは採点に要する労力が過大なうえに、採点のばらつきが生じ、その信頼性についておおいに懸念される。

Q3 「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮」について

- センター入試では多くの私立大学が施設と教職員を提供し、センター利用による入学者の割合は私立大学の77.8%で15%以下*²と少ないにも係わらず、多くの国公立志望の学生の受験にも協力してきた。この私立大学の努力により、経済的な状況や居住地域、また、障害への合理的配慮もされてきた事を忘れていただきたい。また、個別入試では地方会場を設置するなど地域への配慮は各大学で取り組んでいる。**今後、共通テストでCBTやオンライン受験が可能となった場合には、その受験環境を私立大学も活用できるように開放していただきたい。**それにより私立大学にとっても「経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮」が進み、より公平・公正な競争環境が確立できるものと思慮する。

Q4 「その他大学入試の望ましいあり方」について

① ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入試のあり方

ここで共通テストと個別テストの関係や一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜の関係を論じるのは適切ではないと考える。感染症等への耐性向上には共通テストがオンライン化でき、個別テストが感染症や天災などの突発事故により施行不能となった場合に共通テストの結果を合格判定に利用できる事はリスク回避の意味を持つと言えよう。

ただ、CBT等オンライン受験可能なインフラが整備され、個別テストもそれを活用できるようになれば、共通テストによるリスク回避が必須ではなくなる。

なお、当面の間は今年10月に改訂された「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に沿って実施することとなるが、感染症対策にかかる費用面の負担も小さくなく、国による支援をお願いしたい。

② 大学入学共通テストのあり方

私立大学において大学入試共通テストを活用できない大きな課題の一つに成績提供時期の問題がある。私立大学の学校推薦型入試と総合型選抜と医学部の一次試験等は共通テストの成績発表以前に行われるので、これまでの成績提供時期では共通テストは活用できない。また、一般選抜も2月1日以降、ほぼ一斉にスタートするため、記述式問題の採点のために成績提供時期がおくれると、共通テストを足きりのための一次試験だけではなく、入学選抜にさえ利用できる機会が少なくなる。

・ 共通テストの成績のみで入学させている大学があるという批判について

大学入学共通テスト実施大綱（令和2年6月19日付け文部科学省高等教育局長通知）の第1「実施の趣旨」には、「高等学校の段階における基礎的な学修の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的」とあり、第3「各大学における利用」にも、「各大学は、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。」とあり、共通テストを一次試験とする旨はどこにも記載されていない。私立大学における**共通テストの利用は各大学の裁量に委ねるアラカルト方式とされており、その結果をもって大学教育を受けるために必要な能力を判定する事に問題はないと考える。**

さらに、ユニバーサル段階を迎えた大学教育にあっては、エリート教育のみならず、当該大学での学びを熱望し、大学入学共通テストで一定レベルの成績が確保できている学生を入学させて、建学の精神の下で社会人として活躍できるように育てていくことは、我が国の強味である分厚い中間層を形成する上で極めて重要であり、今後の大学の一つのあり方として否定されるものではないと考える。

・ 共通テストを私立大学も含めて一次試験として一律に課し、各大学で二次試験として個別試験を行うべきであるという主張について

多様で特色ある教育を行う私立大学の入学者選抜もまた多様であり、多様な学生がお互いに刺激し合って成長していく場と環境を私立大学は提供している。故に、大学入学共通テストを一次試験とする大学もあれば、利用しない大学もあって然るべきと考える。昨今は国公立大学でさえも総合型選抜や学校推薦型選抜を取り入れており、共通テストの枠組みにとらわれず、多様性を重視し始めているのが実情である。

共通テストを一次試験として一律に課すべきではなく、その採否も含めて私立大学の選択に委ねられるべきである。

※1 出典：文科省「令和2年度学校基本調査（速報）」より本協会にて算出。

※2 出典：日本私立大学協会「大学入学共通テストの利用に関する緊急アンケート」2020.2。

以上